

能代地区における風力発電事業

環境影響評価準備書についての 意見の概要と当社の見解

平成 26 年 2 月

風の松原自然エネルギー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解	3

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

(1) 公告の目

(2) 公告の方法

- ・秋田魁新報（朝刊）

・能代市の広報誌の1月号（1月25日発行）に掲載。（資料2参照）

・秋田県ホームページに平成26年1月10日（金）より掲載。

(3) 縦覧場所

・自治体庁舎等：能代市役所行政情報コーナー（第1庁舎、秋田県能代市上町1-3）

三種町役場 1 階ロビー（秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子 8）

能代山本広域交流センター（秋田県能代市海詠坂 3-2）

・当社事業所：風の松原自然エネルギー(株)

(大森建設(株)社屋内、能代市河戸川字北西山 48-1)

・電子縦覧：当社（大森建設株）ホームページ

事業者ホームページへのリンクを秋田県ホームページに掲載

(4) 縦覧期間

平成 26 年 1 月 10 日（金）～平成 26 年 2 月 10 日（月）午前 9 時～午後 5 時

(閉庁時、休業時を除く)

なお、インターネットの利用による閲覧は、縦覧期間中には常時閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数（縦覧名簿記載者数）

総数 2 名

(内訳)

三種町役場 1 名

当社事業所 1 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（資料1 参照）

(1) 開催日時

平成26年2月1日（土）13時30分から14時50分まで

(2) 開催場所

能代山本広域交流センター（秋田県能代市海詠坂3-2）

(3) 来場者数

11名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成26年1月10日（金）から平成26年2月24日（月）までの間
（縦覧期間及びその後2週間）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所にある意見書箱への投函（資料4 参照）
- ② 当社への郵送又はFAXによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見の総数は、35件（16通）であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は34件であった。なお、環境の保全の見地以外からの意見は1件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。なお、同様な意見が複数あったことから、これらについては代表的なものを記載した。

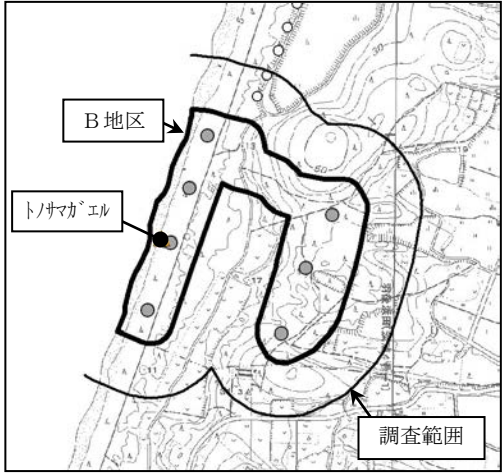
環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

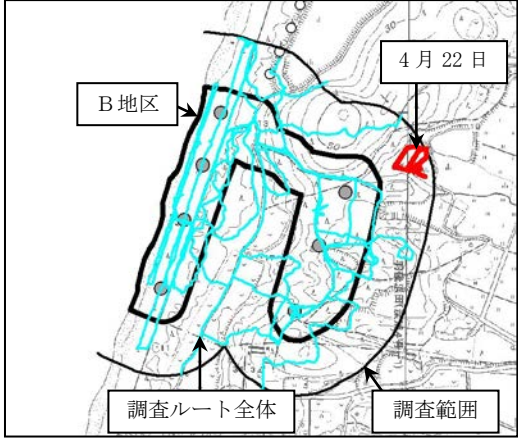
1. 環境の保全の見地からの意見

No.	意見の概要	当社の見解
1	絶滅危惧種など既存項目は方策を尽くしており、心配を感じない。人間の住居に決定的な条件でない事項に長期・巨額を費やすのは、新エネルギー普及の妨害ではないか。日常生活に影響が少ない場合は項目の減少と調査条件の緩和をすべきと考える。	本事業に係る環境影響評価は、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）及び「電気事業法」（昭和39年法律第170号）の規定に基づき実施しており、評価項目については、事業特性及び地域特性を踏まえた上で「発電所アセス省令*」に基づき、影響を及ぼす可能性が考えられる項目を選定しています。その中で、早期建設を目指して全力をあげて取り組み、再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。
2	原子力に代わる発電設備は緊急課題のはずであり、あれこれ慎重を図る調査や見解は社会の敵である。海外実績も含めて現況整理し、「例外的なケースや理論のみの懸念」は、この際公共的な研究に切り代えるべきである。（目の前に明らかな欠陥がない限り、風車建設を急ぐべき。）	発電所アセス省令：「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）
3	建造後に、自治体など公共機関が明らかにすべきは、「土中微生物を含む動植物の総数変化」などの客観数値である。これを風力事業者に委ねてはならない。	行政等による調査・研究が実施される場合には、積極的にデータ提供等を行ってまいります。
4	学術機関などの観測体制を整え、研究所などを設置して「風車が生物の成育環境を有利にする条件」を明らかにできれば、能代は世界的な風車モデル地域になると考える。	
5	以前は騒音とかの被害が恐いと心配していましたが、最近ではテレビでも問題は報じられていないし、実際近くにいっても不安なものではありませんでした。これからの電力を考えると風車はたくさん普及してもらいたい。	本事業の推進に当たっては、極力集落から離れた場所を選定するとともに、低騒音型の風力発電機を採用して静穏環境の維持に努めるなど、生活環境の保全にできる限り配慮する計画としています。
6	幼少の頃より、浅内海岸等での地引き網、魚釣り、海水浴、そして私は、県の保安林（松林）では、きのこ取り等々遊びに事欠かない場所でもありました。でも、その後、鉦さいの「ダム」等が形成され、堤体には「風力発電のタワー」 当時とは環境が変わったとは思いますが、それも時代の流れ、したがって、この地域の環境は人一倍熟知している者と思ってます。	また、動植物への影響として懸念されるバードストライクについては、対象事業実施区域が渡り鳥の主要な移動経路になっていないことを調査により確認しましたが、さらに、発電所運転開始後の事後調査を行い、影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の指導・助言を得ながら対応します。 その上で、再生可能エネルギーである風力を積

No.	意見の概要	当社の見解
	今回説明会に参加して事業計画、発電機の概要、大気環境、動植物の生態系には私の勉強不足もあり、大変参考になりました。特に動植物には関心を持っているところですが、全く影響が無いとは思いません。B地区における建設時、建設中の騒音、そして風力発電による超低周波音等々、集落から一定の距離があり、影響は少ないと思います。 そして、建設後動植物等の生態系を維持するため、専門家の意見を参考に対応すれば充分可能だと思います。 気になる「バード・ストライク」について、調査結果では、A地区B地区予定地より渡り鳥の飛行ルートが離れており、今後の調査及び対応を期待したいところです。 この計画は、自然の風を利用し、電力というエネルギーに変える計画だと思いますので、ぜひ実行して頂きたい。 「風を電力に変える」をアピールし、能代に素晴らしい夢を乗せた風を吹かせていただきたい。	極的に活用してまいります。
7	平成 24 年の経済産業大臣からの、以下の勧告については、準備書に記載が見受けられないため、予測・評価を行うなど適切に対応していただきたい。 ① 「樹林帯を伐開して風車を設置する場合は、林縁部の植生構造の変化や風の通り道ができることにより、植生の退行や樹木衰退減少が発現する可能性があるため、工事に際しては段階的な伐開、萌芽更新の手法を採用する等の工夫が必要になるとともに、動物相の変化も考えられることから、影響評価に際してはこれらについて考慮すること。	風車の設置場所の一带は、クロマツの保安林となっており、保安林の指定施業要件に従い、極力植生の退行や樹木衰退減少が発現しないよう計画し、工事終了後は伐採面積の 70%以上にクロマツを植樹する計画です。 また、既存道路から進入する管理用通路は東北東～西南西に造成し、冬季の北西風を通りにくくすることにより、樹木の伐採に伴う風の通り道が出現しないように考慮します。
8	② 道路及び送電線埋設工事について、計画の詳細がほとんど示されていないため、工事の内容によっては重要種対策や生態系の分断等の可能性について検討すること。 ③ 林道等の拡幅工事や鉄板敷等により一時的に大型車両の運行を行う場合は、工事部分の重要種が消滅することがあること、また、側溝等を設ける場合は、小動物の落下や分断等の影響があることについて留意すること。	資材等の運搬に当たっては、既存道路を使用するため、新たな工事用道路の造成は行いませんが、B地区の一部区間（海岸から丘陵地に入る約 270 m 区間）については拡幅を行います。拡幅に際しては、分断を避けるため側溝等は設けない計画です。送電線埋設については、基本的には道路沿いに行い、風力発電機の A1～A8 の区間はクロマツ林内の管理用通路を利用することで、分断を避けます。 なお、既存道路の拡幅区間の位置は準備書（p2. 2-13）に記載したとおりであり、ここでの重要種は確認されませんでした。
9	※上記に関連する内容として、ニホンリスへの影響は、「土地改変の範囲を必要最小限に留めること、建設機械は低騒音・低振動型機械を使用すること、生息環境である樹林地は周辺に広く分布することから、工事の実施及び施設の供用によるニ	B地区の丘陵地においては、既存の林道を使用します。林道の状況は写真（次頁）のとおりであり、伐採作業等の車両が通行しています。この林道の拡幅工事は行わない計画ですが、メンテナンスが不十分であるため、管理者と打合せの上、修

No.	意見の概要	当社の見解
	ホンリスの生息への影響は少ない」とされている。しかし、B地区の丘陵地の生息密度が高い結果となっており、ここに工事用道路が造成されれば改変面積の規模も大きいと想定される。そこで工事用道路の造成により、B地区の丘陵部では何haが改変されるのか？ また、10haほどとされるリスの行動圏に対する改変の割合は何％か？周辺に広く分布する樹林地について、生息適地解析を行った上で、その面積を教えてください。	繕は行います。また、樹木が覆いかぶさっている状況から、航空写真では判別できず、地図では点線で表示されているものと表示されていないものがあるため、準備書第2章の工事用道路の位置図(p2. 2-13)では、明示しました。 周辺に分布する樹林地の面積は、植物調査範囲(対象事業実施区域及びその周辺約250m)においてA地区が約130ha、B地区が約124haであり、両地区を包含するクロマツの砂防林が南北約14km、東西最大幅1kmに広がっています。工事に伴い約4.4ha(調査範囲における樹林地の1.7%)の樹林をスポット的に伐採しますが、その約73%の約3.2haに植樹を行うことから、最終的な樹林地の消失は約1.2ha(同上約0.5%)に留めるよう考慮します。
10	工事用道路工事の延長は約270mとありますが、それだけで十分なのでしょうか？B地区は丘陵地であるうえ、動植物調査結果の図面には工事計画のところで記載されているような既存道路がありません。本当に既存道路というものがあるのでしょうか？ ない場合には、造成面積はかなり必要となるため、リスの行動圏の分断や重要な植物への影響が懸念されます。	B地区丘陵地の道路状況  注：管理者による松くい虫防除(伐採)が行われていた。 (平成25年6月10日撮影)
11	生物学を専攻し、現在、理科の教員という立場から、以下の意見を提出する。 準備書の中では工事用道路は既存道路を使用すると記載されているが、既存道路が記載されている図は2.2の対象事業の内容の項の図のみとなっており、それ以外の図については記載がない。 Google mapの航空写真で確認しても、工事用車両が通れるような道路は確認できないが、このような道路は本当にあるのか？(特に森林内に工事用車両が通れるような道路があるとは考えづらい。) もし現状で工事用車両が通れるような道路がない場合、工事用道路を作る(それなりに影響の生じると考えられる道路の拡幅)必要があるが、それに対する事業影響について、準備書内では、触れられていない。検討すべき事業影響の評価がなされていないのではないかな？ 工事用道路による環境への影響についての再検討を願いたい。 (他、同様な意見が1件)	
12	鳥のサンコウチョウとノジコについて、「採餌環境である樹林地は周辺に広く分布することから、…影響は少ない」と予測していますが、周辺に広がる採餌環境の面積を教えてください。また、採餌に必要な樹林地の面積や餌資源量を教えてください。	周辺の樹林地の面積は、上記のとおりです。 また、ノジコの行動圏面積は1.2ha程度とされています*。サンコウチョウの行動圏面積は不明確ですが、改変面積が1.7%程度であり、影響が少ないと考えています。 (参考文献) *：「日本野鳥生態図鑑<陸鳥編>」(中村登流・中村雅彦、平成7年)

No.	意見の概要	当社の見解
13	また、衝突確率の計算式について、最新の計算式を使っていないのではないのでしょうか。平成25年12月に、東北地域環境計画研究会から「鳥類衝突モデル」が提案されており、特許も申請済みのものがございます。この計算式を使うべきではないのでしょうか。	鳥類の衝突確率は、準備書作成段階において広く用いられている環境省モデルにより算出しました。衝突確率については、ご指摘のように、現在各方面で算出式の研究が行われていることを踏まえ、不確実性が大きいと考えられることから、事後調査を行い衝突の状況を確認してまいります。
14	ニホンアマガエルは、A地区では確認記録がありませんが、樹林地、乾性草地及び湿性草地の主な動植物として選定されており、矛盾を感じますが見解をお示してください。	ニホンアマガエルについては、B地区で確認されましたが、A地区では確認されませんでした。A、B地区とも、砂丘地であり、河川、溜池等の水辺環境はありませんが、B地区においては、近傍の水田から移動してきたものと推定されます。
15	アズマヒキガエル、ヤマアカガエルが生息しているにも関わらず、最も広く一般的に生息していると考ええるニホンアマガエルが確認されていない点は調査不足、または、両生類の調査に関して素人が調査をしているものと考えられる。見解を伺いたい。 (他、同様な意見が2件)	なお、調査では、A地区の周辺の確認も行っており、別図1のとおり、東側に100～800m程離れたクロマツ林、畑地、草地では確認されています。このような状況を踏まえ、準備書の内容を食物連鎖模式図においては、対象事業実施区域の周辺において生息する代表的な種として記載しました。
16	トノサマガエルは、環境省レッドリストで準絶滅危惧に該当しますが、準備書では選定されておらず、予測・評価も行われていません。その理由をお聞かせください。 (他、同様な意見が4件)	ご指摘のとおり、動物の現地調査確認種からの重要な種の抽出において、環境省の第4次レッドリスト（平成24年）で追加された両生類のトノサマガエルが漏れていましたので、以下の確認位置及び予測結果を追加し、準備書の関係箇所を修正いたします。 〔確認位置〕  〔予測結果〕 トノサマガエル (i) 分布・生態的特徴 本州（関東平野、仙台平野を除く）、四国、九州、北海道の一部（人為移入）に分布する。池沼、湿地、河川等にもいるが、水田で見られる代表的なカエルである。繁殖期は4～6月であるが、水田を繁殖場所に行っている場合は、水田の水利管理に影響される。卵塊はつぶれた

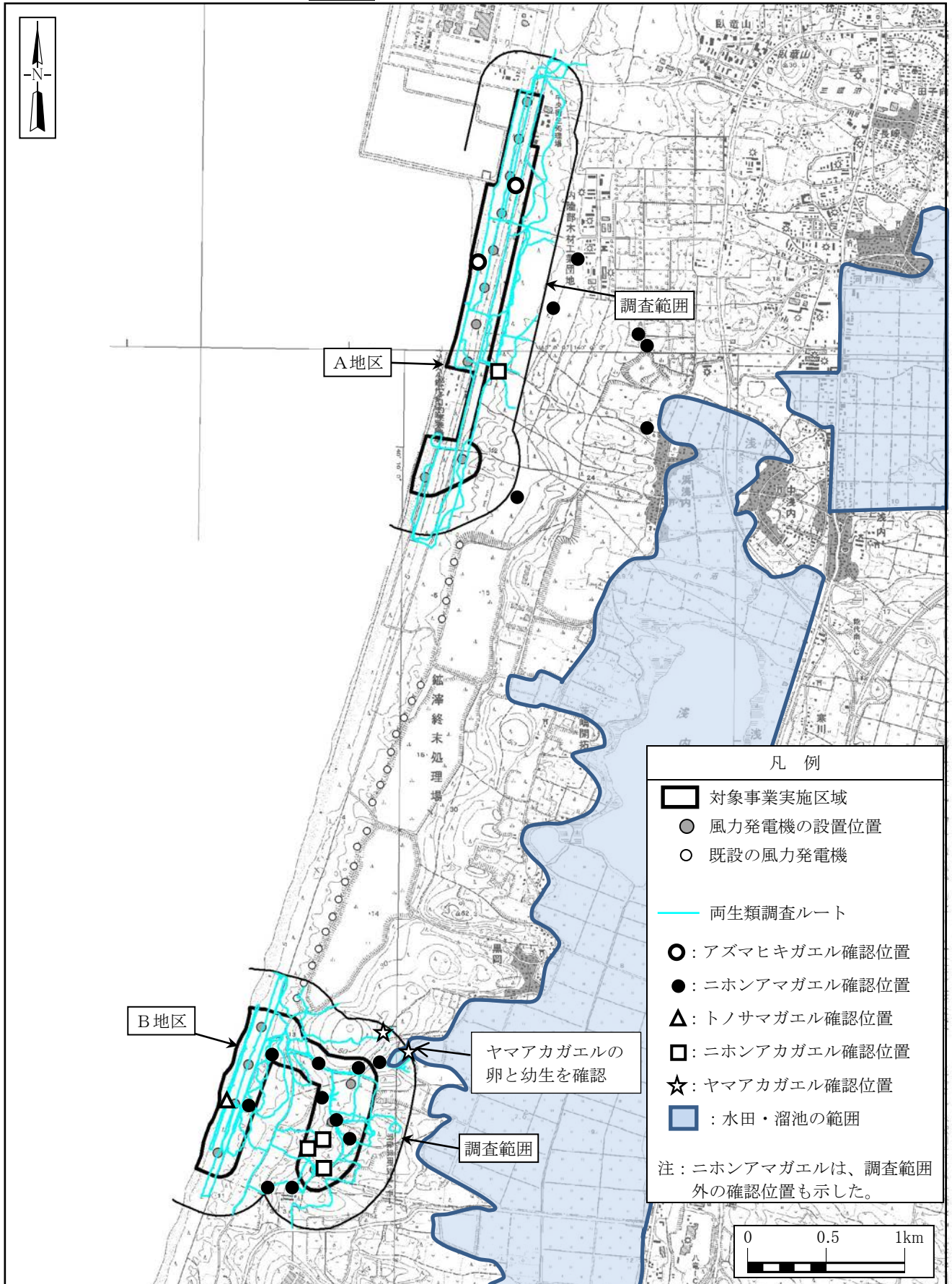
No.	意見の概要	当社の見解
		円形状で、1,800～3,000 個の卵が入っている。 参考：「決定版 日本の両生爬虫類」（内山りゅう他、平成 14 年） (ii) 影響予測 i) 生息地への影響 現地調査では、B 地区内のオオハマガヤ植栽地 1 箇所 で成体を確認したが、土地改変の範囲を必要最小限に留 めること、生息環境である樹林地、草地等は周辺に広く 分布すること、対象事業実施区域には本種が繁殖する水 域環境がないことから、工事の実施及び施設の供用によ るトノサマガエルの生息への影響は少ないものと予測 する。
17	調査日からすると、哺乳類・両生類・爬虫類を 同時に実施しているようだが、両生類だけ調査を 実施している 4/22 の調査ルートが不明であるの で示すこと。	平成 24 年 4 月 22 日の両生類調査は、早春期に おける産卵の確認を目的として行ったものです。 調査範囲における水辺環境としては、B 地区近傍 に水田があることから、そこで調査を行いました。 なお、この調査ではヤマアカガエルの卵と幼生を 確認しました。 平成 24 年 4 月 22 日の両生類調査ルート 
18	予測結果で「水域環境がない」と断言している が、カエル類が生息しているということは近隣に 産卵場となる水域があることを示しており、産卵 場を確認できなかったことは調査不足と考えら れるため、再調査を望む。また、アカガエルは水 域と周辺の草地や樹林といった複数の環境が必 要となり、工事用道路等によるその間の分断が生 息へ影響を及ぼすことになるため、適切に産卵場 を確認し、産卵場への影響及び移動経路の分断へ の影響について、的確に検討していただきたい。 以上のような問題点が散見され、準備書自体の 妥当性が懸念されるため、準備書自体の妥当性 について客観的な見解を伺いたい。	カエル類については、A、B 地区とも砂丘地で あり、河川、溜池等の水辺環境はありませんが、 B 地区においては、近傍に水田があることから、 移動してきた個体を確認されたものと推定されま す。産卵については、別図 1 のとおり、B 地区近 傍の水田でヤマアカガエルの卵及び幼生を確認し ました。 また、資材等の運搬に当たっては、既存道路を 使用し、新たな工事用道路の造成は行わないこと で、分断を避けます。

No.	意見の概要	当社の見解
19	発電所の計画予定地大半は樹林地（クロマツ植林）のようですが、生態系の調査、予測、評価の際に、草地環境の指標種のチュウヒや、林縁部や藪等を生息環境とするホオジロを選定されているのは、最も適切なのでしょうか？ 特にチュウヒについては、第 8.1.6-2 の食物連鎖模式図からもわかるように、対象事業実施区域の位置する環境には含まれていません。ホオジロについても、第 8.1.6-12 表に、「造巣場所は地上の草陰や、1.5m以下の枝の上であるが、繁殖期の初期には地上が多い」「地上で採食することが多く」とあります。 このように、そもそも対象事業実施区域の環境（発電所建設による影響が生じる樹林地）を代表する種が、注目種として選定されていないことから、指標種の選定からやり直すべきと考えます。（対象地の環境と指標種の好む環境が異なれば、その種を指標とした評価について「影響が小さい」という結果が導かれるのは当然であり、結論ありきのように見えます。） なお、一般に環境影響評価に際しては学識者などに意見を伺いながら進めていくと聞いておりますが、そのような方にご指導をいただいていたのでしょうか？ご指導にあられた方の氏名や専門などを選定種の妥当性や環境影響評価の的確性等と合わせて加筆するとともに、アワセメントと言われないような的確な環境影響評価を実施してください。	対象事業実施区域及びその周辺で食物連鎖の上位に位置し、営巣情報の得られている種としてチュウヒ、オオタカ、ハヤブサが挙げられます。 調査開始時は樹林性のオオタカを想定してましたが、出現頻度が低く、情報のあった古巣での営巣も確認されなかったこと、ハヤブサも出現頻度が低いこと、哺乳類ではキツネが確認されましたが出現頻度が少なく分布・生態の把握が困難なこと、また、事業規模としては、風車及び管理用通路による供用面積が1基当たり0.09ha、17基合計で1.54haと小さいことから、本事業により大きな影響が及ぶ種は想定されませんでした。A、B地区の間にある草地でチュウヒが平成11年以降毎年営巣していること、周辺が狩り場となっていることを踏まえて上位性の注目種として選定し、影響の少ないことを確認しました。 典型性については、対象事業実施区域及びその周辺に広く分布する環境類型である「砂浜」及びこれに隣接する「樹林地」のうち砂浜よりの低木林を生息基盤とするホオジロを典型性を代表するものとして選定しました。 また、環境影響評価のとりまとめ結果については学識者の意見を伺っており、鳥類の現地調査に当たっては地元の野鳥の会のアドバイスをいただきました。
20	生態系の上位性注目種としてチュウヒを選定していますが、事業実施区域のほとんどはクロマツ植林が占めており、チュウヒが主な生息環境（繁殖や採餌場）とする草地は事業実施区域にはわずかしかなりません。このことは、第8章の食物連鎖模式図からもわかります。そのため、繁殖や餌動物への影響が少ないのは当然であり、選定自体に問題があると思われます。	
21	人と自然との触れ合いの活動の場の調査対象地として、「先人の足跡風の松原のみち」が選定されていない。当該活動の場は、対象事業実施区域内に位置している上、工事用道路として利用される計画であることから、利用に影響が考えられる。直接的影響のない「風の松原」よりも利用状況について調査する必要がある。	「先人の足跡風の松原のみち」のうち臨港道路より南側の部分については、平成20年以降、国土交通省の工事（米代川の河道確保のための掘削土砂の搬入）で連日数百台のトラックが通行しており、現地踏査等でも歩行者はみられなかったこと、同工事は今後も継続が見込まれることから、散策での利用は少ないものと考えられます。このような状況と「先人の足跡風の松原のみち」は風の松原と一体であることを踏まえ、利用状況のヒアリング時に、南側の区域の利用状況も確認しました。 なお、「先人の足跡風の松原のみち」の交通量や利用状況については、追加確認いたします。

No.	意見の概要	当社の見解
22	調査が土曜日に実施されているが、より利用者が多い日曜日に実施すべきである。	「風の松原」の利用状況調査は、工事車両によるアクセスへの影響を検討することを主目的としています。工事においては、原則として休日（日曜日・祭日）における資材等の搬出入を行わないことから、土曜日に調査を行いました。
23	利用者数確認調査は春、夏、秋の3季実施しているが、聞き取り調査は春と秋の2季しか実施していない理由が不明である。また、前者は夏に水曜日も実施しているが、夏よりも春のほうが利用者数は多い結果になっており、春の平日にも実施すべきである。	利用形態や交通手段については、秋季、春季の調査により傾向が把握できたことから、夏季は、平日と土曜日による利用者数の相違の確認を行いました。 これらの調査により、近傍の住民による散策等が多いことが確認されたことから、アクセスへの影響は少ないものと考えています。
24	御社 代表取締役；大森三四郎氏に対して、経済産業省・枝野幸男大臣名にて出された（発番）20121113 商第 45 号平成 24 年 11 月 30 日付、風の松原自然エネルギー株式会社「能代地区における風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について（以下、勧告）に基づいて伺います。 まず、下位の問題点に入る前に、勧告に忠実に従って書かれた文章であるかという点で評価すると、単純な手落ちすら少なからず認められる。そんな些細な点でも、自然エネルギーの利用、温室化の抑制を支持する方々信用を失わないようにしていただきたい。以下のように、勧告の意図をよく抑えた準備書の作成をしていただいたかったのである。 ①工事用道路工事の拡幅区間は約 270m までで途絶え、その先は既存道路を使用するとの報告だが、我々の現地検分ではその先は、工事車両が行き交えるような幅の道路は無いにも関わらず、図面にはあたかも利用可能な道路が作為的に描かれている。これは明らかに「土地改変の範囲を最小限にするため」の能弁であり、大臣勧告、「記」、第 2 項「具体的 項」、1、の「改変区画（アクセス道路）の図面」について意図的に謀った不正確な準備書である。これは御社、ひいては自然エネルギー関連企業に対する信頼すら失いかけない、大問題であると指摘する。	(No. 9 に同じ)

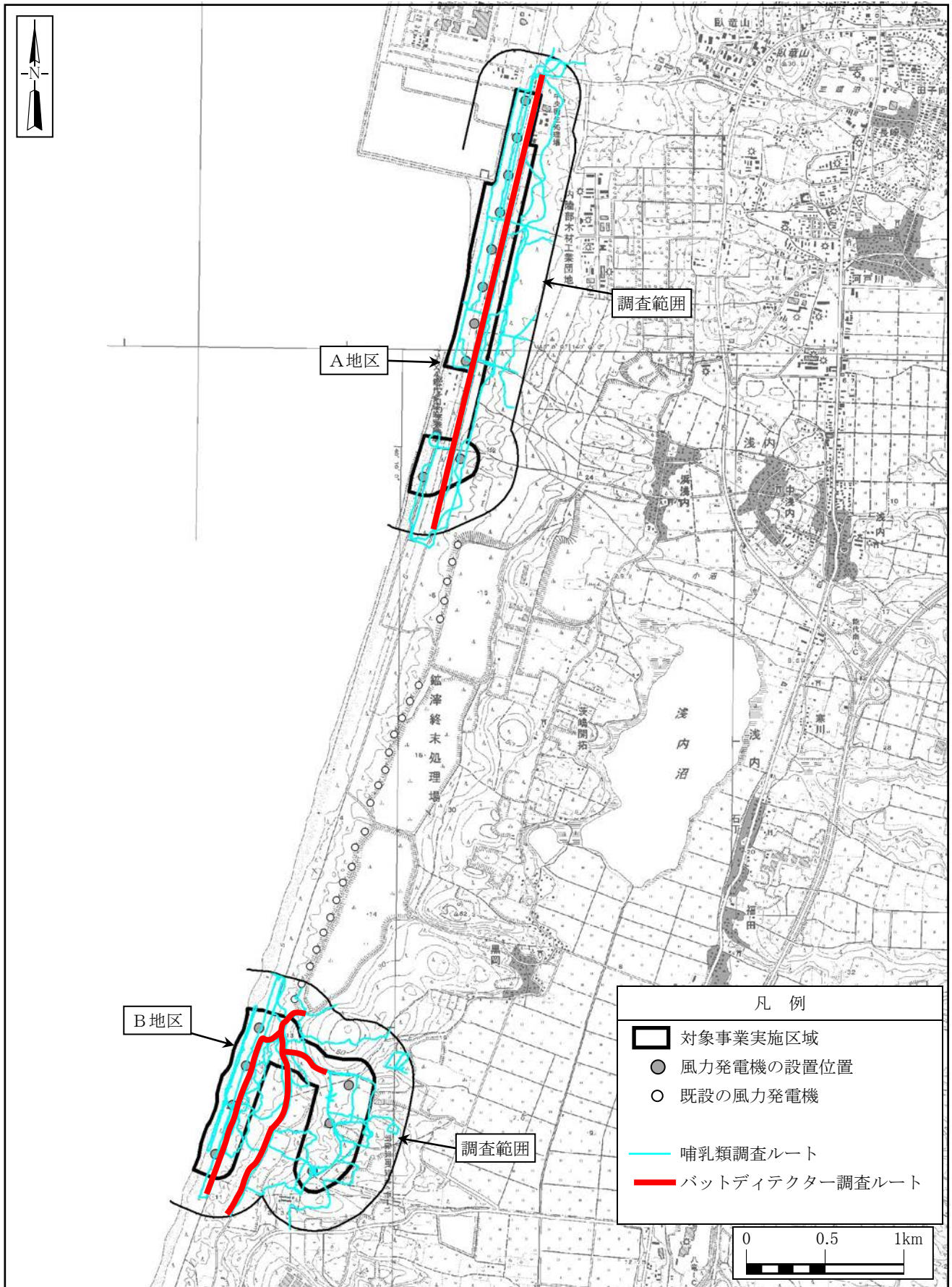
No.	意見の概要	当社の見解
25	②「勧告」第 12 項、「工事車両の運行」これは大気汚染に限らず、「この地区の利用者への配慮は十分にした上で、運行経路を決めよ」と、勧告は常識的には拡大してとれる。しかし工事区域からは離れている「風の松原」地区は選定されているが、全国的にもその景観の価値が認められ、市民のレクリエーションの場ともなっている「先人の足跡風の松原のみち」には「歩道専用路はなく」、今も「工事用車両が往来する道路」にも関わらず対象になっていないのはいかがなものか。勧告第 8 項の意図する、「居住地等生活環境からの景観」の保護、「人と自然の触れ合いの場」の確保、「緑化」の推進と「修景」への期待が込められているとは感じられない。	「先人の足跡風の松原のみち」に係る調査状況は No. 20 と同様であり、「先人の足跡風の松原のみち」は風の松原と一体であることから、これらを合わせて供用後に係る予測・評価を行いました。 また、景観においては、風の松原の一角となる浅内海岸や風の松原を眺望できるはまなす展望台を眺望点に選定し、調査・予測を行いました。
26	③「勧告」第 15 項に関して。猛禽類「チュウヒ」は環境省レッドリスト：絶滅危惧 IB 類（EN）とされているが、本来「チュウヒ」は樹林地ではなく、草原・湿地帯等に生息している種であり、今回の場合はむしろ、「トノサマガエル（NT）」のほうを重要種とすべきであって、明らかに勧告の趣旨に逆行している。	(No. 19 と同じ)
27	④風力発電で影響が指摘されているコウモリについての調査は BD 調査だけでは不十分であるし、その調査地点も不明である。	確認されたコウモリは周波数 40kHz のものであり、周辺環境からみてアブラコウモリと推定されます。調査位置は、哺乳類の調査ルートに含めて記載しており、その位置は、別図 2 のとおりです。また、追加調査の必要性については、学識者の意見等を伺い、検討いたします。

別図1 カエル類の確認位置



別図2

バットディテクター調査ルート



2. その他（環境の保全の見地以外からの意見）

No.	意見の概要	当社の見解
1	当能代山本は、背後に大きな山も無く、風の強いところですので、立地条件が良く、これからまだまだ風力発電が増えると思います。これといった産業に乏しい地域、安全、安心、街づくり、地元雇用拡大のため、維持管理のメンテナンスを地元企業に任せて欲しい。 地元企業によるメンテナンスサービスの産業育成	既に地元企業でも風力発電機の修理に取り組んでいることから、本風車における修理については地元企業との連携と参画を促すようにします。 維持管理等のメンテナンスについても地元出身者を雇用しメーカーの研修を受けながら育成をしたいと考えています。 また、風車メーカーに対しては、能代市内にサービス拠点の設置し、地元雇用のサービス員を育成することや、大物部品の修理なども、地元工場の利用を要請していきます。さらに、将来的には、東北エリアのメンテナンスサービスセンターまで拡張し、地元の発展に寄与できるように努めます。

日刊新聞紙に掲載した公告

○平成 26 年 1 月 10 日（金）掲載

- ・秋田魁新報（朝刊）
- ・北羽新報（朝刊）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「能代地区における風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。
平成 26 年 1 月 10 日

風の松原自然エネルギー株式会社

代表取締役 大森 三四郎

- 1、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ・名称 風の松原自然エネルギー株式会社
 - ・代表者 代表取締役 大森三四郎
- 2、対象事業の名称、種類、規模
 - ・所在地 能代市河川字北西山48番地1
 - ・名称 能代地区における風力発電事業
 - ・種類 風力発電所
 - ・規模 出力3万9100キロワット
- 3、対象事業が実施されるべき区域
 - （2300キロワット×17基）
- 4、関係地域の範囲
 - 秋田県能代市河川字西山1-1、浅内字砂山21-2他
- 5、準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - 能代市役所行政情報コーナー（第1庁舎）
 - ・場所 三種町役場1階ロビー
 - 能代山本広域交流センター
- 6、意見書の提出
 - ・期間 風の松原自然エネルギー（大森建設株式会社内）
平成 26 年 1 月 10 日（金）～平成 26 年 2 月 10 日（月）
午前 9 時～午後 5 時※閉庁時、休業時を除きます。
 - ・電子縦覧 大森建設株式会社ホームページ
- 7、意見書の記載内容
 - 「環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、郵送又はFAXにて送付してください。
 - ・意見書の記載内容
 - ・住所、氏名
 - ・準備書についての環境保全の見地からのご意見及びその理由（日本語で記載して下さい）
 - ・意見書の提出先 風の松原自然エネルギー株式会社
〒016-0171 能代市河川字北西山48番地1
FAX 0185-551-2288
 - ・意見書の提出期間
平成 26 年 2 月 24 日（月） 午後 5 時到着分まで

環境影響評価法に基づき、「能代地区における風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

- ・説明会の日時 平成 26 年 2 月 1 日（土）午後 1 時 30 分（予定）
- ・説明会の場所 能代山本広域交流センター（能代市海詠坂3-2）

（お問合せ先）風の松原自然エネルギー株式会社 石井・杉沢
電話 0185-74-5770

「広報のしろ」1月号掲載

風の松原自然エネルギー(株)能代地区における 風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧と説明会のお知らせ

縦覧期間

2月10日(月)まで

午前9時～午後5時(土・日を除く)

縦覧場所

行政情報コーナー(市役所第一庁舎)、
能代山本広域交流センター、風の松原自
然エネルギー(大森建設内)

意見受付期間

2月24日(月)まで(意見書は備え付けの意
見投函箱に入れてください)

説明会日時

2月1日(土)午後1時30分～3時30分

説明会場所

能代山本広域交流センター

問合せ 風の松原自然エネルギー ☎ 74・5770



当社ホームページに掲載したお知らせ

○平成 26 年 1 月 10 日（金）よりお知らせに掲載

風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の実施について能代地区における風力発電事業に係る環境影響評価準備書縦覧のお知らせ

平成 26 年 1 月 10 日

風の松原自然エネルギー株式会社は、平成 26 年 1 月 9 日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「能代地区における風力発電事業 環境影響評価準備書」を経済産業省に届出するとともに、秋田県、能代市および三種町に送付いたしました。

また、1 月 10 日（金）から準備書の縦覧を行うとともに、2 月 1 日（土）に能代山本広域交流センターにおいて説明会を開催いたします。

【縦覧の概要】

1. 対象事業の種類、規模

風力発電所、出力 39,100kW (2,300kW×17 基)

2. 対象事業実施区域

秋田県能代市河戸川字西山下 1-1、浅内字砂山 21-2 他

3. 縦 覧 の 場 所

能代市役所行政情報コーナー（第 1 庁舎）

三種町役場 1 階ロビー

能代山本広域交流センター

風の松原自然エネルギー（株）（大森建設（株）社屋内）

大森建設（株）ホームページ（最下部よりダウンロード願います）

期 間 平成 26 年 1 月 10 日（金）～平成 26 年 2 月 10 日（月）

時 間 午前 9 時～午後 5 時 * 閉庁時、休業時を除きます。

【意見書の提出】

準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、郵送又は FAX にて送付してください。

1. 意見書の記載内容

住所、氏名、準備書についての環境保全の見地からのご意見及びその理由（日本語で記載して下さい）

2. 意見書の提出先

風の松原自然エネルギー株式会社

〒016-0171 能代市河戸川字北西山 48-1 FAX 0185-55-2288

3. 意見書の提出期間

平成 26 年 2 月 24 日（月）午後 5 時到着分まで

【準備書の説明会】

1. 日時 平成 26 年 2 月 1 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

2. 場所 能代山本広域交流センター（能代市海詠坂 3-2）

3. お問合せ先 風の松原自然エネルギー株式会社 電話 0185-74-5770

（説明会への参加にあたっては、事前の申し込みは不要です。）

※ファイルサイズが大きいため、準備書は以下を「右クリック→ファイルを保存」してから内容をご確認ください。

環境影響評価準備書 (jyunbisyo.pdf) (PDF ファイルサイズ：約 37.8MB)

※準備書を抜粋したものはこちらです

環境影響評価準備書要約書 (youyakusyo.pdf) (PDF ファイルサイズ：約 5.65MB)

※ご意見記入用紙はこちらです。

PDF 版 ご意見記入用紙 (iken.pdf) (PDF ファイルサイズ：約 49.3KB)

WORD 版 ご意見記入用紙 (iken.doc) (doc ファイルサイズ：約 80.0KB)

「能代地区における風力発電事業 環境影響評価準備書」

御意見記入用紙

平成 年 月 日

$$= \square\square\square - \square\square\square\square$$

御住所 _____

御 氏 名

連絡先

環境影響評価法第18条の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

[illegible]

注) 環境影響評価法施行規則第12条の規定により、住所、氏名は必ず記入願います。

なお、本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。